

## 赤い羽根テーマ募金 活動団体募集要項

令和6年度テーマ募金による令和7年度助成

社会福祉法人 山口県共同募金会

### 1 主 旨

個人や企業などに地域課題や活動内容を伝え、共感による寄付を呼びかける「赤い羽根テーマ募金」（以下、「テーマ募金」とする。）を活用して資金調達し、その課題解決に取り組む団体を募集します。

### 2 実施主体等

テーマ募金は、赤い羽根共同募金運動の一環として、山口県共同募金会（以下、「本会」という。）が実施し、本会が認定した活動を実施する団体（以下、「認定団体」という。）は、赤い羽根を掲げて主体的・積極的に募金活動を行い、活動資金を調達します。

### 3 募金と助成の仕組み

#### （1）募金

##### ア 目標額

一団体当たりの募金目標額は、30万円以上とします。

##### イ 募金活動期間

令和7年1月1日（火）から3月31日（火）までとします。

ただし、自動販売機の設置など、期間を限らずにテーマ募金に取り組んでいる認定団体で本会が認める場合は、その限りではありません。

##### ウ 募金の取扱い

テーマ募金を通じて寄せられた寄付金は、「共同募金」として取り扱うものとし、認定団体はその全額を本会へ送金しなければなりません。

#### （2）助成

##### ア 助成額

認定団体への助成額は、当該認定団体に寄せられた寄付金の全額とします。

##### イ 助成の時期

令和7年4月（予定）とします。

### 4 募金及び助成の対象

#### （1）募金及び助成の対象となる活動

募金及び助成の対象となる活動は、次のとおりとします。

##### ア 子どもの生活と子育てを支援するための活動

##### イ 障害者の地域生活を支えるための活動

ウ 高齢者の地域生活を支えるための活動

エ 災害対策のための活動

オ 更生保護を目的にした活動

カ その他地域福祉を推進するための活動

なお、助成に当たっては、助成を要望する団体の活動計画等を検討し、具体的に用途を指定します。ただし、次の活動は助成の対象としません。

ア 当該活動が、営利、政治又は宗教を目的として行われるもの。

イ 助成金以外の収入が期待でき、これによって当該活動が実施できるもの。

ウ 介護保険事業として行われるもの。

## (2) 助成対象経費

助成による活動を実施する上で必要な経費を対象とします。

また、活動に伴う管理経費も助成対象に含めることができることとしますが、団体の維持・運営のための費用ではなく、助成の対象となった活動を実施する上で必要な範囲の経費とします。

ただし、本会が特に認める場合を除き、土地の取得費、造成費及び助成決定前に支出が行われている経費については対象としません。

## (3) 助成対象となる活動期間について

令和7年4月1日（水）から令和8年3月31日（水）までとします。

## 5 申請

### (1) 申請する団体の要件

本事業による認定について申請しようとする団体（以下、「申請団体」という。）は、地域福祉の推進を図るための社会福祉活動及び更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営業者（国及び地方公共団体が設置、若しくは経営し、又はその責任に属するとみなされる者を除く。）で、次の要件の全てを満たす団体とします。

ア 法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること。

イ 企業、政治団体又は宗教団体から独立して運営されていること。

ウ その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと。

エ 助成対象の活動の実績及び財務の状況を自ら公開できること。

オ 活動計画、予算、決算等が整備されていること。

カ 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること。

### (2) 申請手続き

申請団体は、本会が別に定める「認定団体申請書」を、直接又は市町共同募金委員会（以下、「市町委員会」という。）を通じて、本会に提出してください。

### (3) 申請受付期間

令和6年5月7日（火）から6月28日（金）までとします。

## 6 活動を実施する団体の認定

### (1) 認定方法

本会の配分委員会の承認を経て、本会会長が認定します。

### (2) 認定基準

- ア 解決しようとする福祉課題が明確であること。
- イ 福祉課題を解決するための方法及び達成目標が明確であること。
- ウ 活動の計画に具体性があること。
- エ 活動が県民及び地域住民の参画を得られるものであること。
- オ 同一内容の活動に係る複数年度にまたがる継続的認定については、原則として3年を限度とするが、本会が必要と認める場合は、その限りではない。

### (3) 認定時期

令和6年9月とします。

### (4) 認定団体の義務

- ア 募金活動を行う前に、必ず本会の説明を受けること。
- イ 本事業により寄せられた寄付金で行う事業は、共同募金の助成事業であることを広く周知すること。
- ウ 寄付者に対して、ホームページや機関誌等を通じて寄付金の使途の報告を行なうこと。
- エ 本事業により知り得た個人情報、適切に管理し、団体から寄付者に対して直接行う情報発信（礼状・DM等）以外に使用しないこと。
- オ 活動終了後、1ヵ月以内に「活動報告書」を本会に提出すること。
- カ 活動内容等についての本会の調査を受けること。

## 7 その他

本事業の実施に関して問題点や課題が生じた場合は、その都度、認定団体、本会及び市町委員会は、必要な協議を行うこととします。

## 8 問い合わせ先

社会福祉法人 山口県共同募金会

〒747-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内

TEL 083-922-2803 FAX 083-922-2809

E-mail yamaguchi@akaihane.net

又は、最寄りの市町共同募金委員会へお問い合わせください。